

# 建設工事における労働災害防止 の重点施策について



大阪労働局労働基準部安全課  
安全専門官 高村 泰弘

# テーマ

- 1 労働安全衛生法について
- 2 労働災害発生状況
- 3 大阪労働局  
第14次労働災害防止推進計画  
大阪発・新4S運動
- 4 墜落・転落災害防止について
- 5 届出等について

# 1 労働安全衛生法令の概要

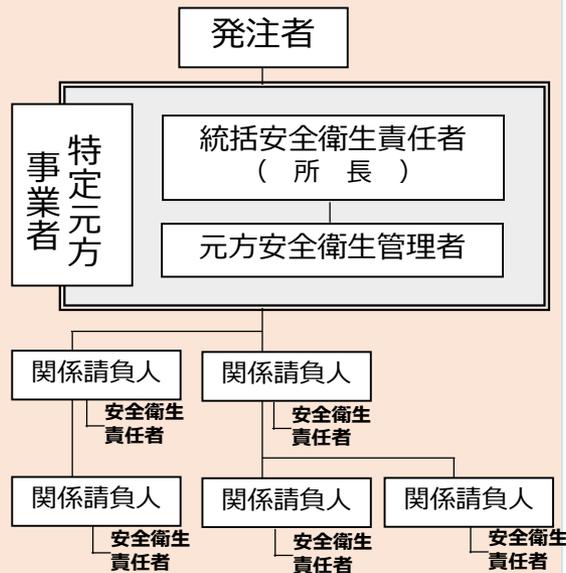
# 労働安全衛生法令の概要（その1）

事業者は、職場における労働者の安全と健康を確保しなければならない。

このため、事業者は、

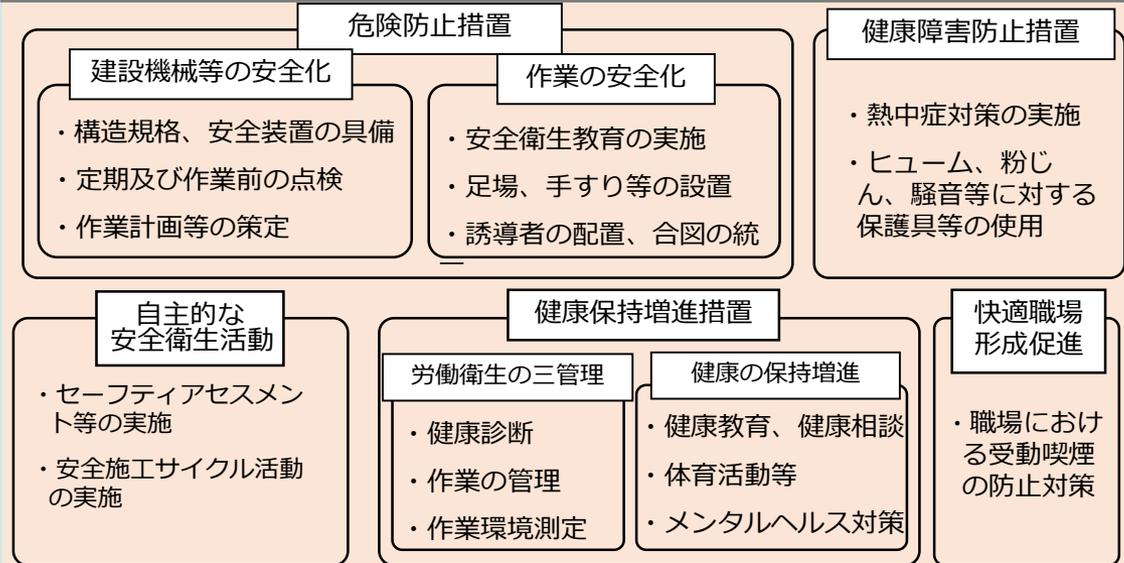
①安全衛生管理体制を確立し、②労働災害を防止するための具体的措置を実施する義務を負う。

## 安全衛生管理体制の確立



安全衛生管理体制の例  
(一般的な工事現場の場合)

## 具体的措置



労働基準監督官等による監督・指導  
(都道府県労働局、労働基準監督署)

# 労働安全衛生法令の概要（その2）

## 発注者の義務

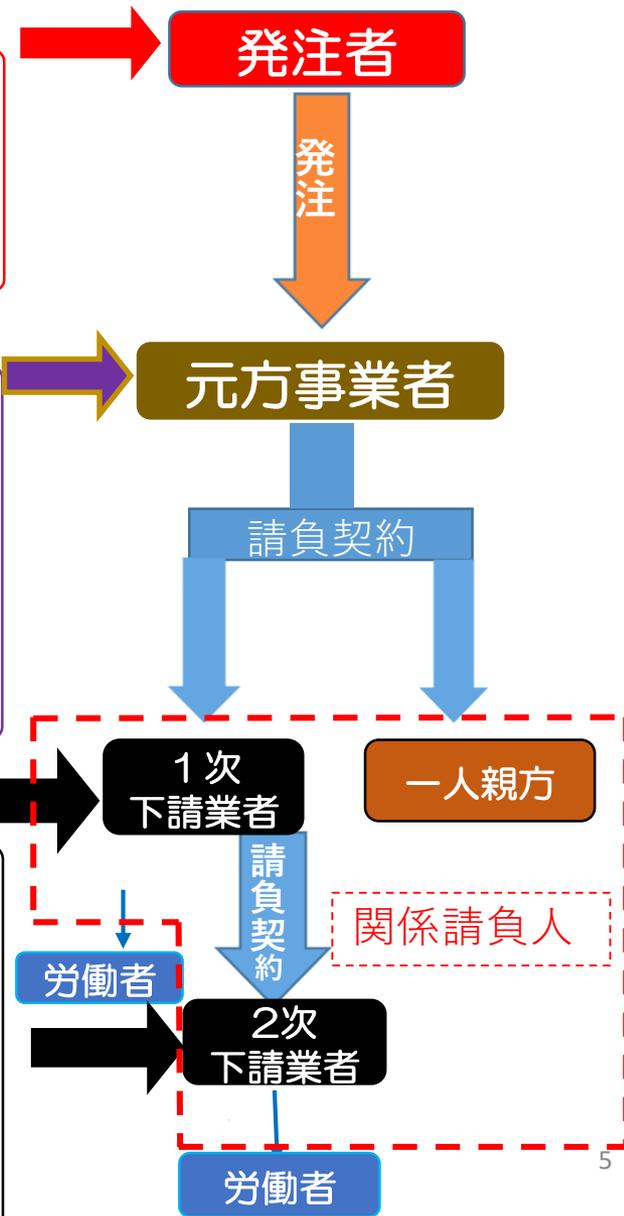
- ① 施工方法、工期等について、労働安全衛生を損なうおそれのある条件を附さないよう配慮（法第3条第3項）
- ② 一の場所で、二以上の元請事業者<sup>（元請）</sup>に請け負わせている（分割発注）場合、元請事業者のうちから、統括安全衛生管理を講ずべき者を指名（法第30条第2項）

## 元方事業者等の義務

- 関係請負人が労働安全衛生法令に違反しないよう指導（法第29条）
- 重層下請による労働者の混在作業によって生ずる労働災害防止のため、
  - ・ 協議組織の設置・運営、作業間の連絡・調整、作業場所の巡視
  - ・ 関係請負人が行う安全衛生教育に対する指導・援助等の実施（法第30条）
- （請負人の労働者に使用させる場合の）足場、クレーン等の安全確保（法第31条）

## 労働者を雇う事業者の義務

- 機械等の安全対策（クレーン、車両系建設機械、車両系荷役運搬機械等）
- 足場、通路、作業構台などの安全対策（墜落・転落防止対策など）
- 危険物・有害物による危険・健康障害防止対策（化学物質の管理、ばく露防止など）
- リスクアセスメントの実施
- 労働者への安全衛生教育（雇入れ時教育、特別教育など）
- 健康診断の実施（一般健康診断、特殊健康診断）など



# 労働安全衛生法令の概要（その3）

2025年4月から事業者が行う退避や立入禁止等の措置について、以下の1、2を対象とする保護措置が義務付けられます

- 1 危険箇所等で作業に従事する労働者以外の人
- 2 危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等

## 法令改正等の主な内容

### 1 危険箇所等において事業者が行う退避や立入禁止等の措置の対象範囲を、作業場で何らかの作業に従事する全ての者に拡大

- 労働者に対して危険箇所等への立入禁止、危険箇所等への搭乗禁止、立入等が可能な箇所の限定、悪天候時の作業禁止の措置を行う場合、その場所で作業を行う労働者以外の人もその対象とすること
- 喫煙等の火気使用が禁止されている場所においては、その場所にいる労働者以外の人についても火気使用を禁止すること
- 事故発生時等に労働者を退避させる必要があるときは、同じ作業場所にいる労働者以外の人も退避させること

### 2 危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等に対する周知の義務化

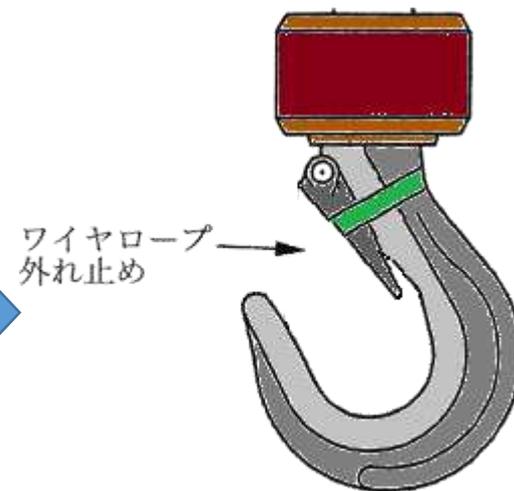
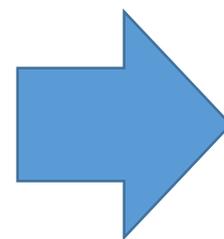
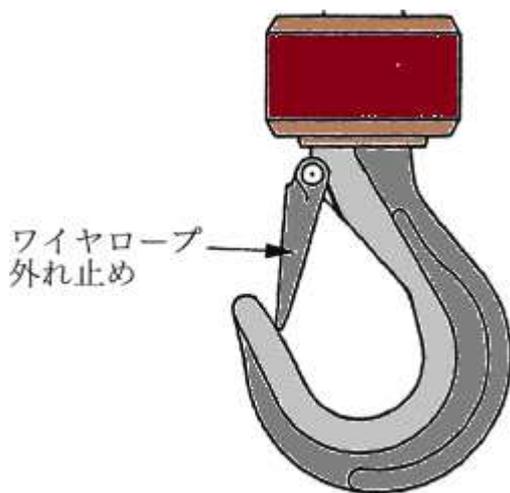
- 立入禁止とする必要があるような危険箇所等において、例外的に作業を行わせるために労働者に保護具等を使用させる義務がある場合には、請負人（一人親方、下請業者）に対しても保護具等を使用する必要がある旨を周知すること

# 労働安全衛生法の概要（その4）

## ○労働者の責務

- 労働者は、労働災害を防止するため必要な事項を守るほか、事業者その他の関係者が実施する労働災害の防止に関する措置に協力するように努めなければならない。（法第4条）
- 労働者は、事業者が第20条から（中略）の規定に基づき講ずる措置に応じて、必要な事項を守らなければならない。（法第26条）

**←労働者に責務が課されるケースも一部あり**



**安全装置を取り外し、又はその機能を失わせること**

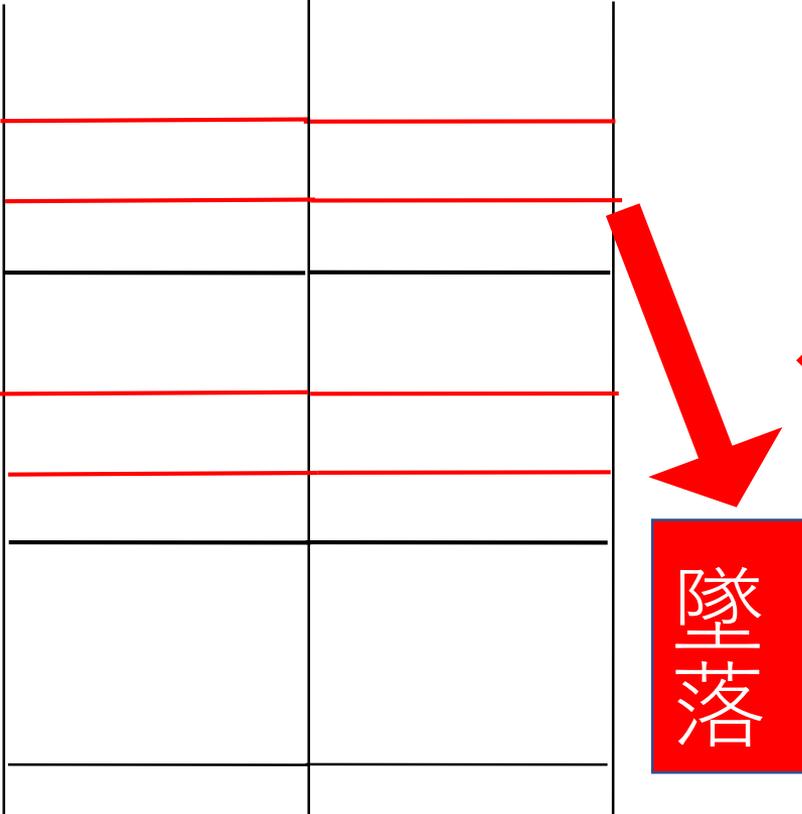
## 安衛法と刑法の違い

### ◆刑法（業務上過失致死罪）

足場から人が墜落して犯罪が成立...  
《過失と災害の因果関係が必要》

### ◆安衛法

手すりが無いだけで犯罪が成立  
《災害の有無に関係せず》



墜落

災害を未然に防ぐ

## 2 労働災害発生状況

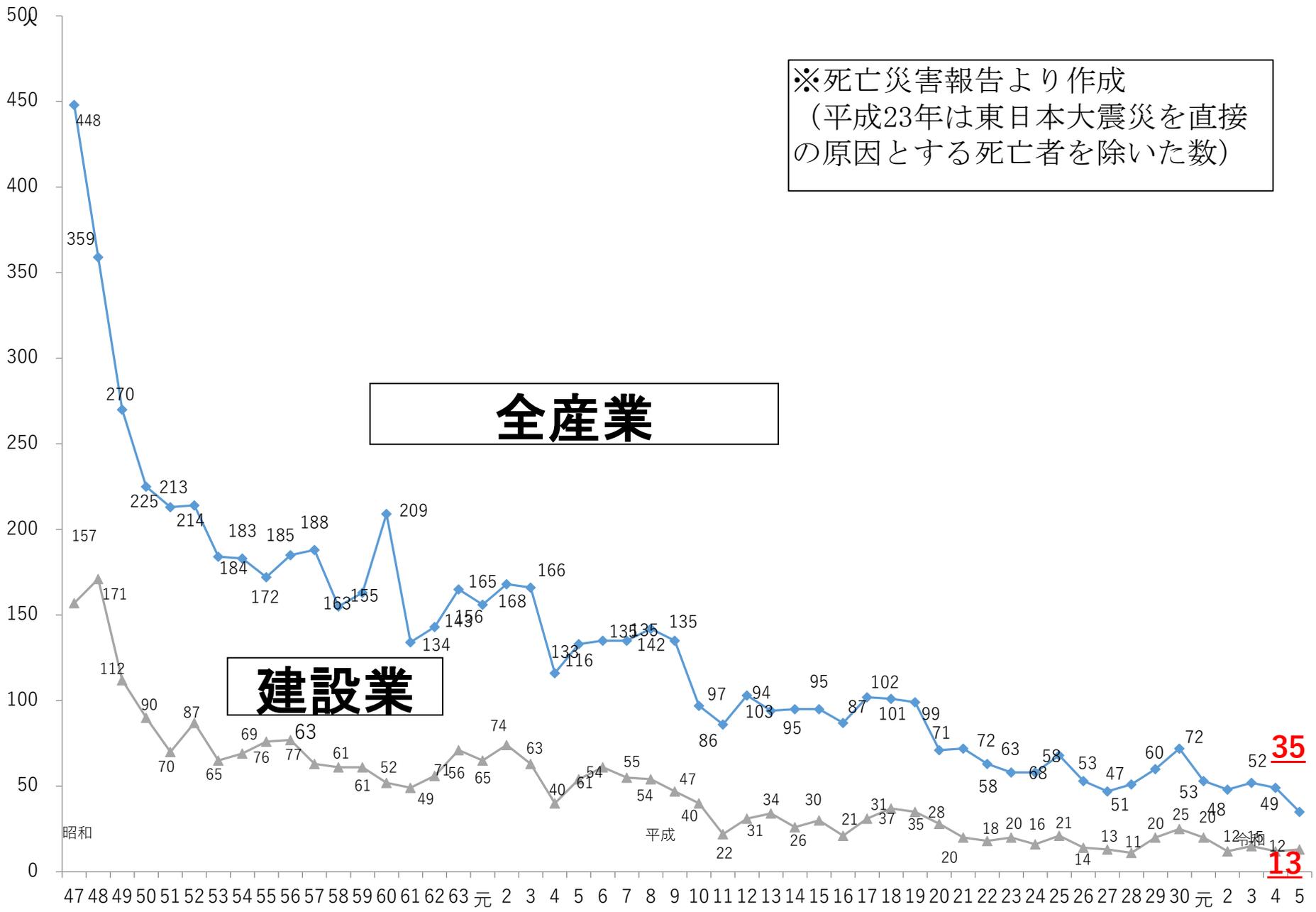


# 2 労働災害発生状況（大阪・死亡災害）

※死亡災害報告より作成  
 （平成23年は東日本大震災を直接の原因とする死亡者を除いた数）

**全産業**

**建設業**



# 2 労働災害発生状況（大阪・死傷災害）

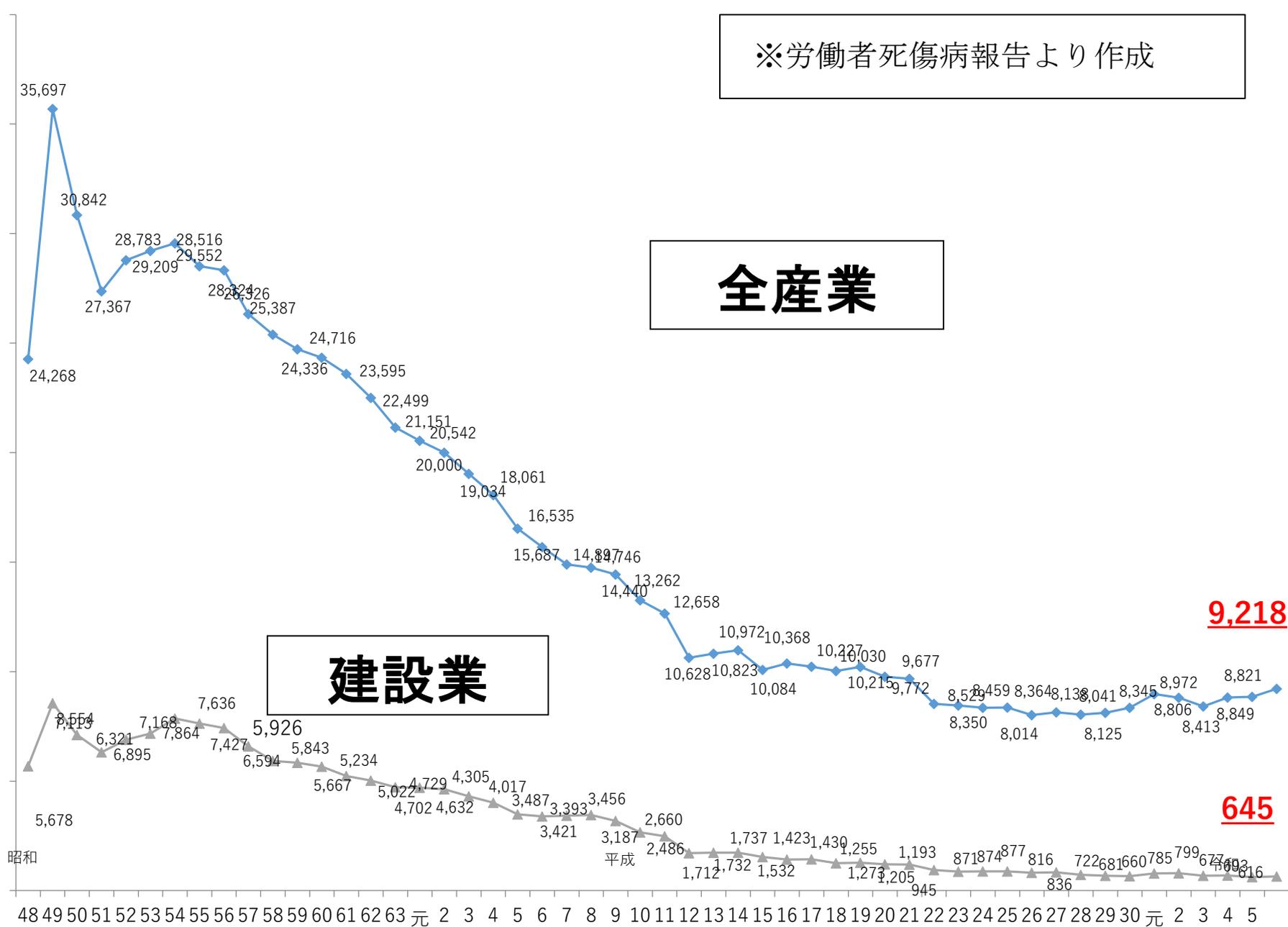
※労働者死傷病報告より作成

全産業

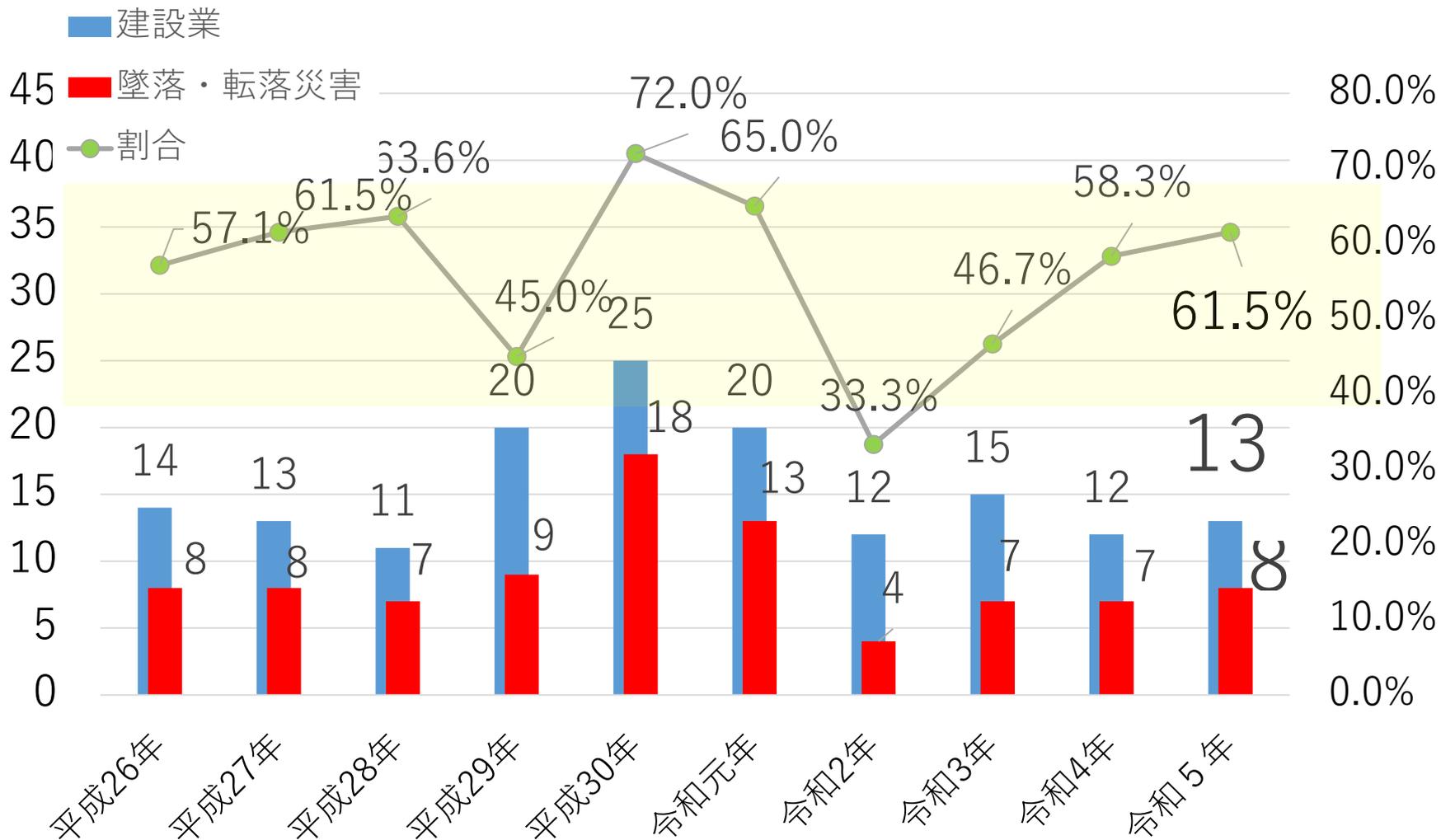
建設業

**9,218**

**645**



## 2 労働災害発生状況（大阪・死亡・墜落）



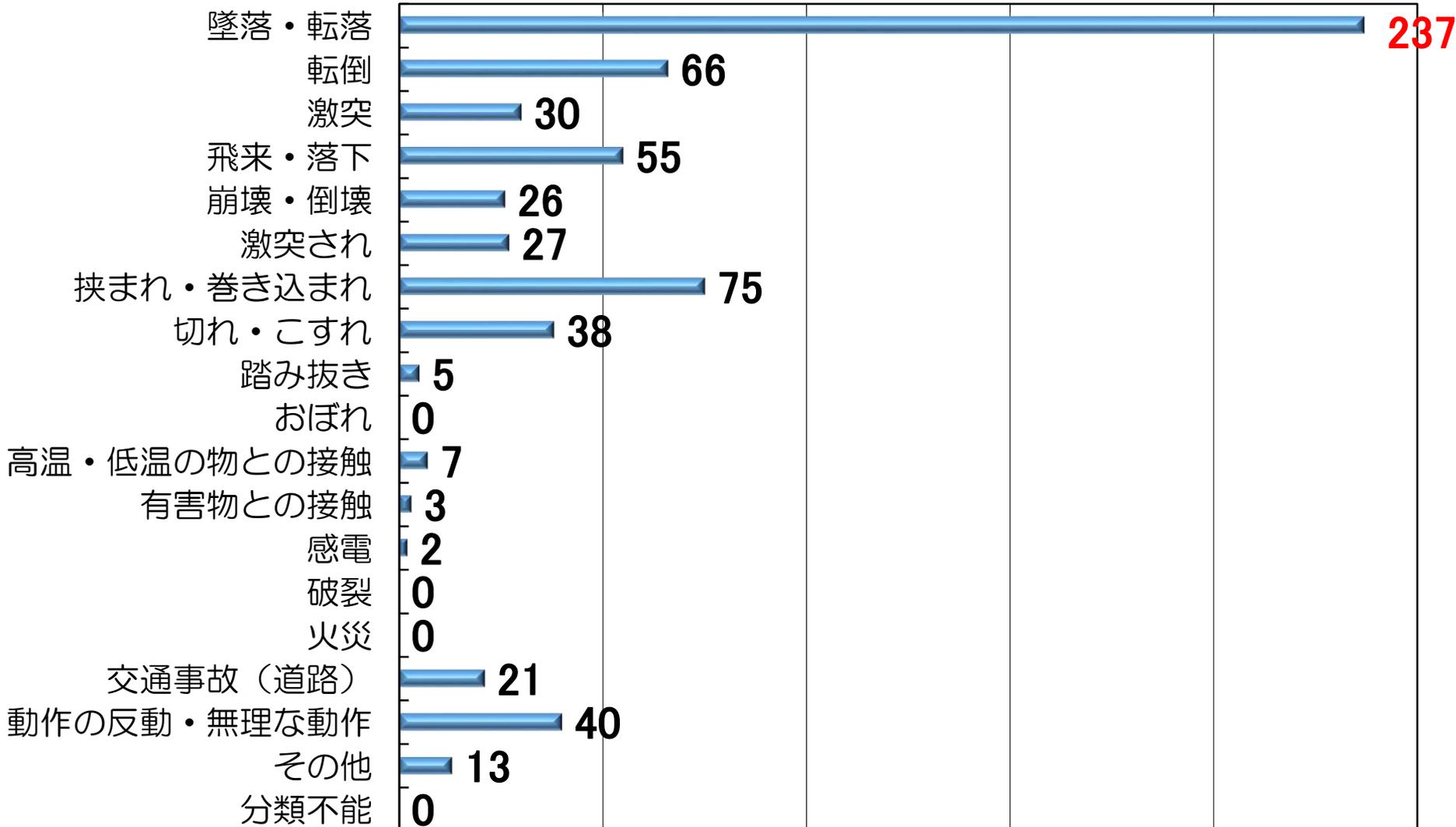
全国平均では約4割

## 2 労働災害発生状況（大阪・事故の型別）

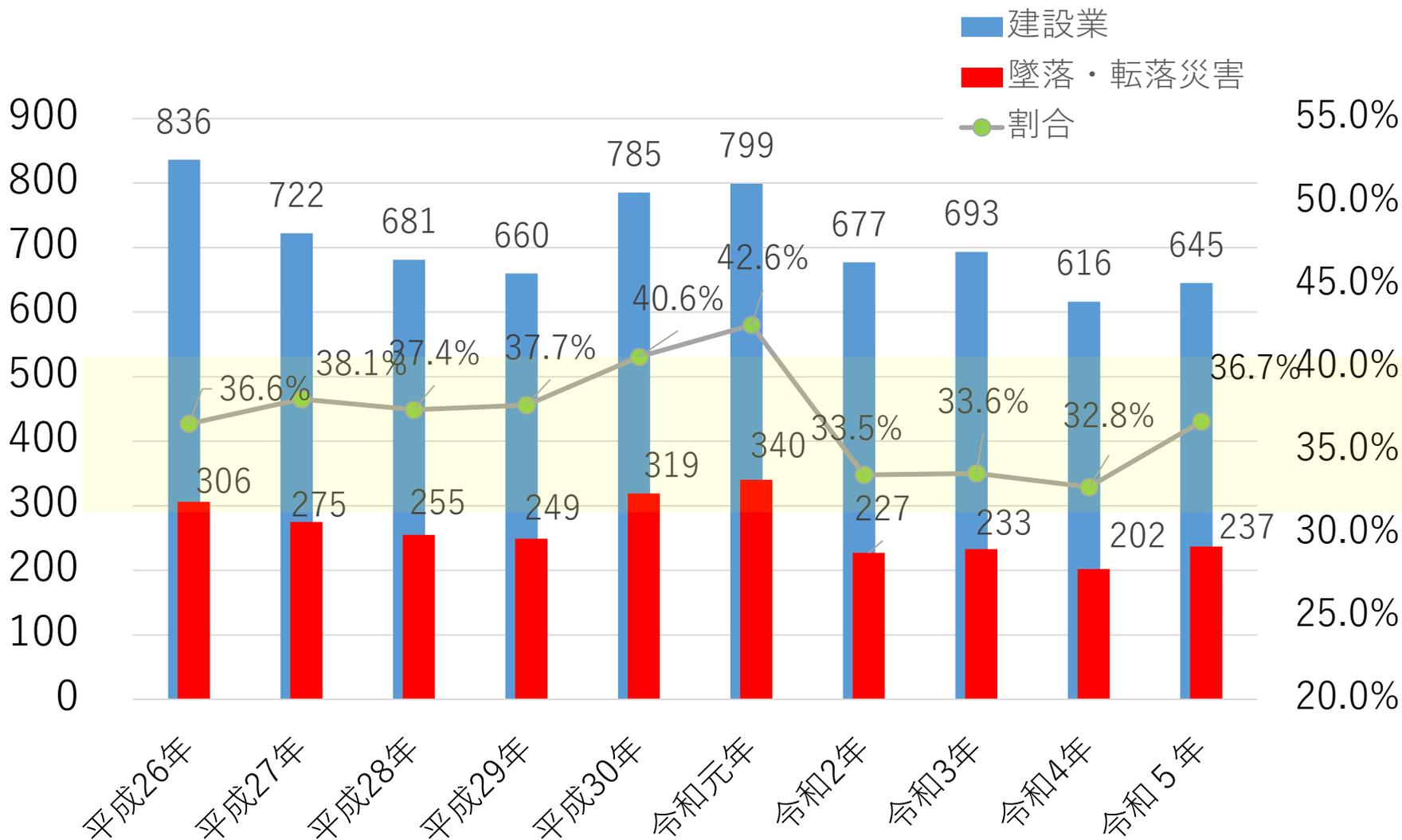
令和5年 建設業における死傷災害（大阪）

### 事故の型別 発生状況

0 645人 50 100 150 200 250



## 2 労働災害発生状況（大阪・死傷・墜落）



### 3 大阪労働局 第14次労働災害防止推進計画

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

建設業については

令和9年までに

死亡災害を年間**10人以下**にする

(令和4年と比較して15%以上減少させる)

# 3 大阪労働局 第14次労働災害防止推進計画

## 8 つの重点対策

高年齢労働者の  
労働災害防止対策  
の推進

労働者の作業行動に  
起因する労働災害防止  
対策の推進

自発的に安全衛生対策に  
取り組むための意識啓発

社会的に評価される環境整備、  
災害情報の分析強化、DXの推進

多様な働き方への対応  
や外国人労働者等の労働  
災害防止対策の推進

業種別の労働災害防止  
対策の推進

陸上貨物運送事業、  
建設業、製造業、林業

個人事業者等に対する  
安全衛生対策の推進

労働者の健康確保対策  
の推進

メンタルヘルス、過重労働、  
産業保健活動

化学物質等による健康  
障害防止対策の推進

化学物質、石綿、粉じん  
熱中症、騒音、電離放射線

# 3 大阪発・新4S運動について

ゼロ災大阪

## 大阪発・新4S運動



Osaka  
フォーS  
おおさか君

「安全」は人々を満足させ、  
輝く笑顔にします  
Safety brings people Satisfaction and Shining Smiles.



4つの活動に  
取り組もう!

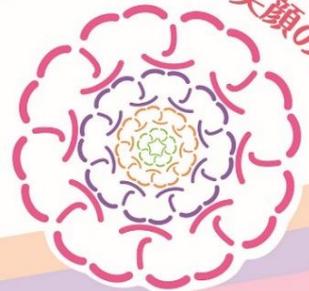
安全見える化活動

リスク評価推進活動

安全Study活動

命綱GO活動

家庭や職場に  
咲かせよう笑顔の花



〈主唱者〉大阪労働局・管内各労働基準監督署  
〈協賛者〉各労働災害防止団体

令和6年度版

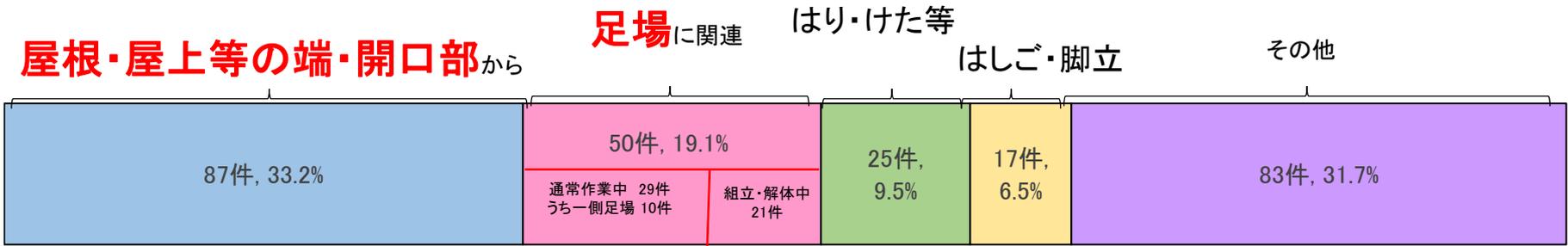
## 4 墜落・転落災害防止



# 4 墜落・転落災害防止

## 建設業の墜落・転落災害（死亡災害）の内訳

**屋根・屋上等の端・開口部**からの災害が**約3割**  
**足場**からの災害が**約2割**



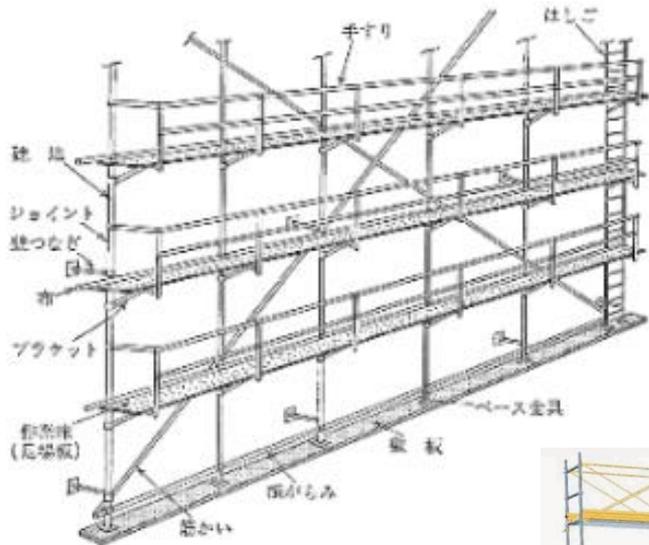
平成27～28年発生分(262件)



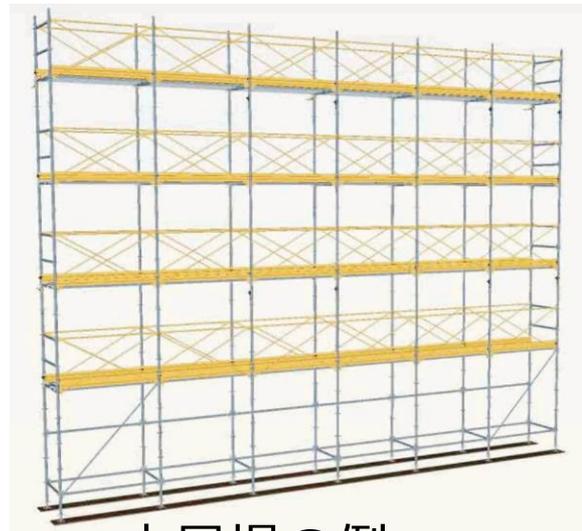
令和元年～3年発生分(315件)

# 4 墜落・転落災害防止（足場）

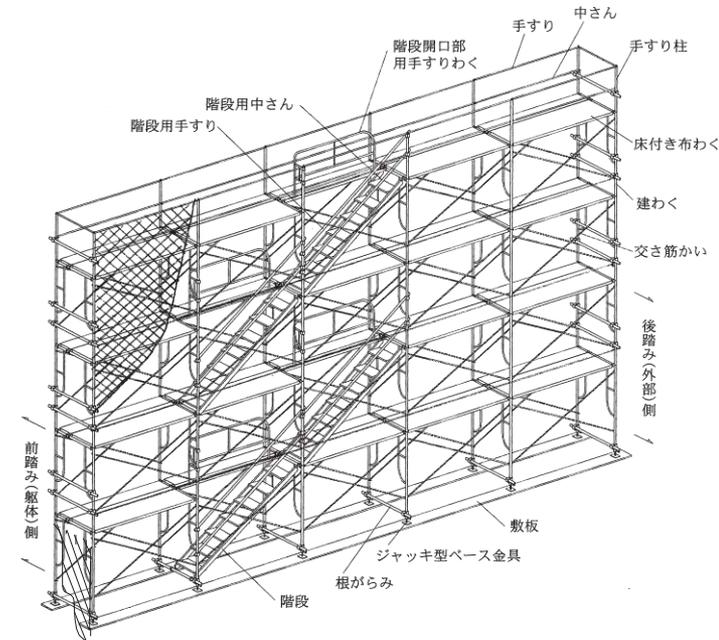
## 1 一側足場の使用範囲を明確化



一側足場の例



本足場の例  
(単管足場)



本足場の例  
(枠組足場)

## 4 墜落・転落災害防止（足場）

### 2 足場の点検を行う際、点検者の指名を義務付け

#### 参考 足場からの墜落・転落災害防止総合推進要綱

#### 足場の組立て等後の点検者：十分な知識・経験を有する者

- ・ 足場の組立て等作業主任者で、能力向上教育を受講している者
- ・ 足場設置届に係る「計画作成参画者」に必要な資格を有する者  
（例 労働安全コンサルタント（試験区分が土木又は建築の者））
- ・ 「仮設安全監理者資格取得講習」（全国仮設安全事業協同組合）を受けた者
- ・ 「施工管理者等のための足場点検実務研修」（建災防）を受けた者  
等

#### 作業開始前の足場の点検者：

職長等足場を使用する労働者の責任者

# 4 墜落・転落災害防止（足場）

## 3 足場の完成後等の足場の点検後に記録すべき事項に点検者の氏名を追加

### 点検記録の例

(別添2)

足場等の種類別点検チェックリスト（ ）足場用ー(注1)

足場等点検チェックリスト	
工事名（ ）	工期（ ～ ）(注2)
事業場名（ ）	
点検者職氏名（ ）(注3)	
点検日 年 月 日	
点検実施理由（悪天候後、地震後、足場の組立後、一部解体後、変更後）（その詳細）(注4)	
足場等の用途、種類、概要（ ）	(注5)

点検者氏名を記載

点検事項(注6)	点 検 の 内 容(注7)	良否(注8)	是正内容(注9)	確認(注10)
1床材の損傷、取付け及び掛渡しの状態				
2 建地、布、腕木等の緊結部、接続部及び取付部のゆるみの状態				
3 緊結材及び緊結金具の損傷及び腐食の状態				
4墜落防止設備(則第563条第1項第3号イからハまでの)				

# 4 墜落・転落災害防止（はしご等）

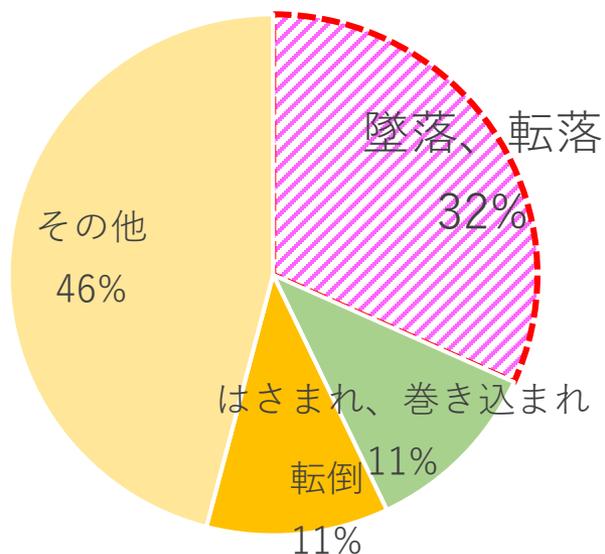
「墜落・転落」×「はしご等」災害に対する対策

《労働災害統計  
（令和元年確定値）》

## 建設業休業4日以上の労働災害「墜落転落」×「はしご等」

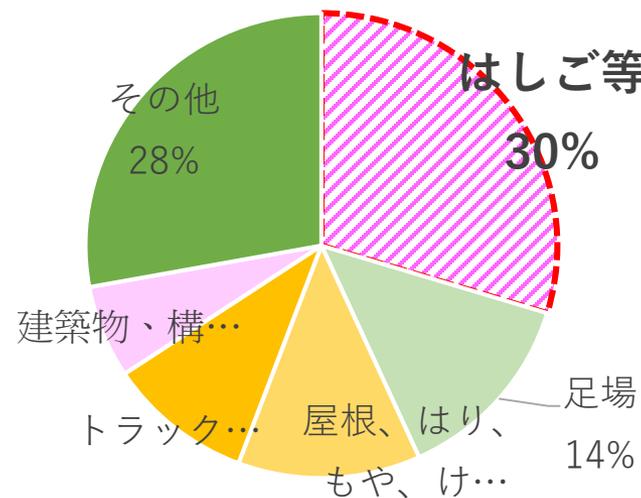
- 建設業の休業4日以上の労働災害のうち、「墜落・転落災害」が全体の3割を超え、そのうち「はしご等」とする災害は、3割程度となり、「足場」の2倍程度である。

事故の型（建設業）



起因物

（建設業×墜落転落×はしご等）

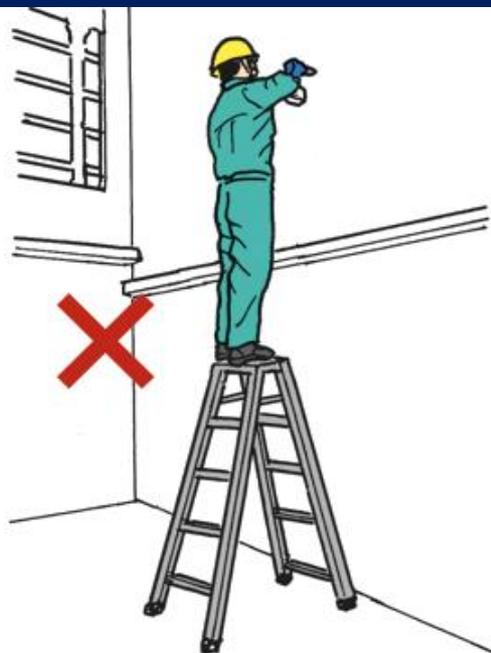


⇒ 「はしご等」からの墜落・転落災害の防止対策が重要！！

# (参考) 木造家屋等低層住宅建築工事墜落防止標準マニュアル



# (参考) 木造家屋等低層住宅建築工事墜落防止標準マニュアル



天板に乗らない



脚立に跨らない



天板に座らない



# (参考) 木造家屋等低層住宅建築工事墜落防止標準マニュアル

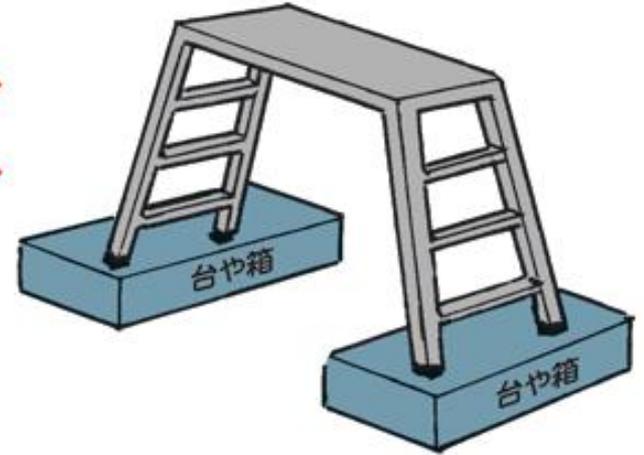


# (参考) 木造家屋等低層住宅建築工事墜落防止標準マニュアル

×



×



×



天板や踏さんが  
水平じゃない!!

# 5 届出等



# 労働安全衛生関係の一部の手続の 電子申請が義務化されます

2025年1月1日より以下の手続について、  
電子申請が原則義務化されます

- 労働者死傷病報告
- 総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告
- 定期健康診断結果報告
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- 有機溶剤等健康診断結果報告
- じん肺健康管理実施状況報告

## 5 届出等（電子申請の義務化）

電子申請に当たっては

# 労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷 に係る入力支援サービス

をご活用ください



本サービスについて

サービス利用方法

よくあるご質問

お知らせ

アンケート

## 労働安全衛生法関係の 届出・申請等帳票印刷に係る 入力支援サービス



帳票作成メニューへ  
(電子申請を利用しない方はこちら)



帳票作成メニューへ  
(電子申請を利用する方はこちら)





# 5 届出等（電子申請義務化・労働者死傷病報告）

## 様式23号 労働者死傷病報告（休業4日未満）

労働者死傷病報告

61001

休業日数

休業日数  日

⑧ 休業

入力項目の説明▼

休業日数（必須）

(半角数字1桁、1~3)

### 1.対象

労働者が

- ① 労働災害
- ② 工事現場内において負傷、窒息または急性中毒により死亡、または休業したとき（通勤災害は除く）

### 2.提出義務者

被災者の所属する事業場の事業者

### 3.提出期限

四半期ごとに翌月末日

# 5 届出等（建設工事等計画届）

## 様式21号（建設工事 土石採取） 計画届

### 建設工事計画届 土石採取

様式第21号（第21条、第22条関係）

事業の種類	事業場の名称	仕事を行う場所の地名番号	
		電話（ ）	
仕事の範囲		採取する土石の種類	
発注者名		工事請負金額	
仕事の開始 予定年月日	令和 年 月 日	仕事の終了 予定年月日	令和 年 月 日
計画の概要			
参画者の氏名		参画者の 経歴の概要	
主たる事務所の 所在地	電話（ ）		
使用予定 労働者数	関係請負人の 予定数	関係請負人の使用 する労働者の予定 数の合計	

令和 年 月 日

事業者職氏名

厚生労働大臣 殿  
労働基準監督署長

### 1.対象（例）

- ① 高さが31mを超える建設物等の建設、解体等
- ② 最大支間50m以上の橋梁の建設等
- ③ 最大支間30m以上50m未満橋梁の上部構造の建設等
- ④ ずい道等の建設等
- ⑤ 掘削高さまたは深さが10m以上である地山の掘削作業
- ⑥ 建築物等の石綿除去作業

### 2.提出者

元請事業場

### 3.提出期限

仕事の開始の日の14日前まで

# 5 届出等（機械等設置届）

## 様式20号 建設物 機械等（設置・移転・変更）届

様式第20号（第86条関係）					
機 械 等 設 置 ・ 移 転 ・ 変 更 届					
事業の種類	事業場の名称	常時使用する労働者数			
設置地	主たる事務所の所在地		電話（ ）		
計画の概要					
製造し、又は取り扱う物質等及び当該業務に従事する労働者数	種類等	取扱量	従事労働者数		
			男	女	計
参画者の氏名	参画者の経歴の概要				
工事着手予定年月日	工事落成予定年月日				
年 月 日					
事業者職氏名					
労働基準監督署長 殿					

### 1.対象（例）

- ① 足場（つり足場、張出し足場以外の足場は、高さが10m以上の構造のものに限る）  
※ 組立から解体まで60日未満のものは適用除外
- ② 架設通路（高さ及び長さがそれぞれ10m以上のものに限る）
- ③ 型枠支保工（支柱の高さが3.5m以上のものに限る）

2.提出者 元請事業場

3.提出期限 当該工事の開始の30日前まで

# 5 届出等（共同企業体代表者届）

## 様式第1号 共同企業体代表者（変更）届

様式第1号(第1条関係)

### 共同企業体代表者（変更）届

事業の種類	※共同企業体の名称	※共同企業体の主たる事務所の所在地及び仕事を行う場所の地名番号	
		電話( ) -	
発注者名		工事請負金額	
工事の概要		工事の開始及び終了予定年月日	
※代表者職氏名	新	代表取締役等 事業場の代表者を記載	※変更の年月日
	旧(変更の場合のみ記入)		
※変更の理由			
仕事を開始するまでの連絡先		電話( ) -	

※ 年 月 日

※共同企業体を構成する事業者 職名  
氏名

労働局長 殿

支店長等、適用事業単位の長でも可能です

- 対象 : 二以上の建設業の事業者が、共同企業体を結成し施工するとき
- 提出義務者 : 共同企業体を構成する事業場
- 提出期限 : 共同企業体の仕事を開始する日の14日前まで

# 5 届出等（特定元方事業者の事業開始報告）

## 任意様式 特定元方事業者の事業開始報告

(安衛則564条による)

### 特定元方事業者の事業開始報告 統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者、店社安全衛生管理者選任報告

元方事業者	事業の種類		事業場の名称		事業場の所在地			常時使用労働者数
	事業の概要				工期		年 月 日～	年 月 日
衛生責任者 統括安全	選任年月日	年	月	日	元方安全衛生管理者	職氏名		
	生年月日	年	月	日		生年月日	年 月 日	
	職氏名			選任年月日		年 月 日	経歴	
	店社安全衛生管理者職氏名		選任年月日			年 月 日	経歴	
関係請負人	事業の種類		名 称		主たる事務所の所在地			工期
備考								

関係請負人の労働者を含めた人数

対象の規模に該当しなければ記載不要

提出時に判明している事業場の記載のみで可

年 月 日

特定元方事業者 職名  
氏名

労働基準監督署長 殿

1. 対 象 : 関係請負人の労働者と同一の場所において作業をするとき  
(10人未満の場合は報告の省略ができます。)
2. 提出義務者 : 特定元方事業者
3. 提出期限 : 作業開始後遅滞なく

ご清聴ありがとうございました